

令和7年度
飯塚市立認定こども園
入園のしおり
(重要事項説明書)



穎田こども園

<問い合わせ>

穎田こども園 0948-92-6857

☆ 認定こども園

飯塚市では、平成 25 年 4 月 1 日から認可幼稚園と認可保育所が連携した「認定こども園」として、福岡県の認定を受けて開設しました。

認定こども園においては、1号認定（幼稚園）児童と2号認定（保育所）児童を混合した年齢別クラス編成で幼児教育・保育を行います。

1、事業者

事業者の名称	飯塚市
// 代表者	飯塚市長 武井 政一
// 所在地	福岡県飯塚市新立岩 5-5
電話番号（担当課）	0948-22-5500 内線 1045 1046（こども未来部 保育課）
目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営

2、事業の目的

0歳児から小学校就学前の子どもが、同じ環境の下で一貫した教育・保育を受けられるようにするとともに、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などを行います。

3、運営方針

「豊かな感性と創造力を培い、未来を拓くたくましい子どもの成長」を目指して、国が示す幼保連携型認定こども園教育・保育要領の基準により進めます。

4、教育・保育の内容

（1）一貫した教育・保育

9時から14時までは1号・2号認定の児童が同じクラスで生活し、年齢別の年間カリキュラムに則った教育を行います。

（2）食育の推進

児童の発達段階に応じた食事内容に配慮した献立を管理栄養士が作成し、すべての園児に自園調理で給食を提供します。

（3）地域との連携

地域の高齢者や小・中学生との交流をもち、多様な人とのかかわりを大切にします。

5、こども園の概要

名称	飯塚市立認定こども園 穎田こども園						
所在地	飯塚市勢田 1010 番地 1						
電話番号	☎0948-92-6857						
施設長氏名	園長 里村 朱美						
利用定員 (単位：人)		0 歳	1・2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	1号認定			5	5	5	152
	2号認定			78			
	3号認定	10	49				
開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日						
特別保育等の実施	障がい児保育、預かり保育（1号認定児童対象）、一時預かり事業 延長保育事業（2号・3号認定児童対象）						
園医	内科：細川清 細川小児科内科医院 Tel 0948-22-1088						
	歯科：中原敏行 なかはら歯科医院 Tel 0948-92-0063						

6、開園日・開園時間及び休園日

	1号認定児童	2号・3号認定児童
開園日	月曜～金曜	月曜～土曜
開園時間	9：00～14：00	7：00～18：00 (保育短時間は8：30～16：30)
預かり保育	14：00～16：00	
延長保育		18：00～19：00
学期	1学期 4月1日から 8月31日まで 2学期 9月1日から 12月31日まで 3学期 1月1日から 3月31日まで	
休園・休業日	日曜・祝祭日 学年始：4月1日～4月4日 夏季休業：7月21日～8月31日 冬 期 休 業 　　： 12月25日～1月8日 学年末：3月25日～3月31日	日曜・祝祭日 年末年始：12月29日～1月3日

※1号認定児童は行事等の都合により、開園日・開園時間を変更する場合があります。

7、施設・設備の概要

	飯塚市勢田 1010 番地 1
敷地	4310 m ²
建物、床面積	軽量鉄骨造 平屋建て 994.45 m ²
施設内容、室数	乳児室 1、ほふく室 1、保育室 8、調理室 1、調乳室 1、事務室 1、医務室 1、

8、職員の体制（令和 7 年 4 月 1 日現在）

職種	園長	副園長	保育教諭	補助員	看護師	調理員	事務員	合計
人数	1	1	23	2	1	4	1	33

※ローテーション勤務(5区分)のため、各職員の勤務日及び勤務時間は様々です。

※年齢別児童の状況により、職員数が変動する場合があります。

9、保護者の負担

*①②の支払い方法は、3通りあります。(納付書・銀行引き落とし・スマホ決済)

(1) ①保育料(3号認定)

飯塚市が定める保育料(世帯の市民税額により決定します。)

※広域入園児童は、支給認定を行う住所地の市町村が定める保育料を飯塚市にお支払いいただきます。

※世帯に変更があった場合は、保育料が変わる場合がありますので、速やかに保育課までご連絡ください。

②副食費(1号認定・2号認定)

*1号認定児童は、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となりますが、別途副食費分月額2,700円をお支払いいただきます。

*2号認定児童は、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化により、保育料は無償となりますが、別途副食費月額4,500円をお支払いいただきます。

③家屋が災害によって著しい被害を受けた場合や、保護者の所得金額が長期入院などによって大幅に減少する場合などには、保育料が減免されることがありますので、保育課にご相談ください。

(2) 実費徴収（園に直接現金で支払いをお願いします）

- ①親子バス遠足の保護者バス代（5歳児） 1,500円＋入園料
- ②観劇費用
- ③給食試食会
- ④体操服・帽子（個人で購入をお願いします）等

(3) 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

園でけがをした場合、医療費の一部を支給する制度です。もしものために全園児加入していただきます。（年額210円）

(4) 預かり保育（1号認定児童の希望者のみ）

- ①通常の登園日の14時から16時まで預かります。（利用料はおやつ代を含み、月額3,100円）

※利用する理由によっては、幼児教育・保育の無償化による払い戻しの対象となる場合があります。その場合は、別途手続きが必要です。

- ②4・5歳児は4月から開始しますので、3月15日までに利用申込書をこども園まで提出ください。

- ③新入園児は入園の翌月（5月）から開始しますので、4月15日までに利用申込書をこども園まで提出ください。

※預かり保育料を3カ月滞納された場合は、預かり保育を中止させていただきます。

(5) 延長保育（2号・3号認定児童） * 就労による利用のみ可能

- ①保育認定（2号及び3号）の方で、就労や修業の終了時刻の関係で18時の降園が困難な方。（登録の際は、勤務先の証明が必要です。）

- ②時間 18時～19時

- ③利用料 30分までは200円、30分を超え60分までは300円（ともにおやつ代を含む日額）

- ④利用月の初日から末日までの合計額が利用料となります。事前申請による利用の場合、合計額が2,500円を超えたときは2,500円が利用料となります。利用申請書等が必要です。事前にこども園に相談をしてください。

(6) 保育短時間認定とする保育要件（2号・3号認定児童）

- (1) 以下の要件で保育を希望している大人の方が世帯にいる児童

- ① 求職活動中
- ② 既に保育を利用している児童の親が育児休業取得中
- ③ 月に120時間未満の就労

※就労に関しては、120時間未満でも状況により、標準時間認定ができる場合がありますので、ご希望の方は、お申し出ください。

(2) 保育を行う時間

午前8時30分 ～ 午後4時30分まで

※上記時間以外の保育は、延長保育料が必要となります。

(3) 保育短時間利用の延長保育(希望者のみ)

- ① 保育認定(2号及び3号)の方で、就労や修業の関係で保育を行う時間の登降園が困難な方。
- ② 時間 午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時
- ③ 利用料 30分につき100円
- ④ 利用時間は1日1時間30分まで

10、給食について

(1) 3～5歳児(1号・2号認定児童)

- ① 副食給食(おかずのみ)を11時30分頃に提供します。
 - ・白ご飯をお弁当箱に入れてもたせてください。
 - ・おはしとスプーンのセットを持たせてください。
- ② 1号認定の預かり保育利用児童と2号認定児童にはおやつを15時頃に提供します。

(2) 0～2歳児(3号認定児童)

- ① 給食(完全給食)を11時30分頃に提供します。
- ② おやつを10時頃、15時頃に提供します。

(3) 食物アレルギー

- ① 医師の指示書を提出していただき、個別に面談のうえで対応協議いたしますのでご相談ください。

(4) その他

- ① 毎月第3水曜日に誕生会を行います。3～5歳児も主食(ご飯)を提供しますので、お箸等だけ持たせてください。

- ②遠足の時は、お弁当（ご飯・おかず）を持たせてください。おやつは園で準備します。
- ③毎月、献立表をコドモン配信しますので、家庭の食事と重複しないように活用してください。

11、緊急時の対応

- (1) 保育中に体調の急変等があった場合は、第1連絡は保護者の勤務先へ連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先した対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

12、非常災害時の対応

- (1) 火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施しています。
- (2) 防災設備として、自動火災報知設備・煙感知器・消火栓・消火器等を設置および定期点検を行います。

13、「暴風警報又は土砂災害警戒情報等」発表時の対応

飯塚市に「暴風警報又は土砂災害警戒情報等（土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報）」が発表された場合は、児童の安全のため、添付のガイドラインに沿って対応させていただきます。

（例）飯塚市に警戒レベル3以上の避難情報が発令されている場合や台風の暴風域に入る事が見込まれる場合などは、児童の安全のため登園自粛や臨時休園といたします。

*尚、連絡に関しましては、協議のうえ「コドモン」にて保護者の皆様に連絡いたします。

14、欠席、遅刻、早退をさせる場合について

- (1) 欠席、遅刻の場合は、8時40分から9時30分の間に連絡をお願いします。（アプリ「コドモン」利用をお勧めします。その日の利用時間は、15:00までです。）
- (2) 病気の場合は、他の児童への感染等を考慮し、無理な登園はさせないでください。
- (3) 住所・勤務先・携帯電話や家族構成の変更が生じた時は、速やかに園長までお知らせください。

15、退園について

- (1) 年度途中で退園及び転園等をする場合は、退園する月の末日となります。
退園届を退園する月の15日までに、こども園に提出してください。
- (2) こども園の規則等を厳守できない場合は、退園していただく場合があります。

16、守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報についての守秘義務について厳守いたします。
- (2) 個人情報の目的外利用を行うこと及び、第三者に個人情報を提供することは一切ありませんが、誕生表や園だより、クラスだより等に、お子さんの名前を掲示することがあります。名前の掲示を希望されない方は、申し出てください。
- (3) 行事等で撮影した写真や動画は、SNS等で流さないでください。

17、虐待防止のための措置について

- (1) 虐待の防止、人権に関する啓発のために職員に対する研修を実施しています。
- (2) 保育、教育の提供中に、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律規定に従い、速やかに市町村、都道府県の設置する児童相談所等、適切な機関に通告します。

18、要望・苦情等に関する相談窓口

《責任者》園長：里村 朱美

令和7年4月1日現在

穎田こども園	副園長：辛島 瑞穂 0948-92-6857
飯塚市 保育課	保育指導担当：梅田 利枝 0948-22-5500 (市役所内線 1046)
第三者委員	委員：松岡 えりこ 委員：田辺 妙子

※こども園に備え付けの「ご意見箱」もご利用ください。

※毎年4月の人事異動により、責任者等の変更が生じる場合があります。

☆ 教育・保育で大切にすること

- 基本的な生活習慣と自立する力を育てます。
- 健康な心と体を育て、安全な生活をつくり出す力を育てます。
- いろいろな経験を通して、豊かな感性と仲間を大切にすることを育てます。
- 自分の意思を言葉で表現し、相手の話も聞く力を育てます。

- 身近な環境に関わり、興味や関心を持ち、学んだことを生活に取り入れる力を育てます。
- 感じたことや考えたことを表現し創造性を豊かにするところを育てます。
- 科学的なものの見方、考え方を身につける力を育てます。
- 地域との関わりの中で、信頼と思いやる気持ちを育てます。

☆ 園での生活

0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児	
		2号認定（保育所）児童【長時間】	1号認定（幼稚園）児童【短時間】
登園 （9時30分までに随時登園）	7:00	登園 （9時30分までに随時登園）	預かり保育あり 預かり保育なし
たのしく遊ぶ ※異年齢児と楽しく遊ぶ	9:00	登園	
おかたづけ おやつ ※各クラスで養護を主体とした保育	10:00	たのしく遊ぶ ※異年齢児と楽しく遊ぶ	
手洗い、給食準備		朝のあいさつの後に、長時間・短時間児混合の年齢別クラスで教育	
給食	11:30	手洗い、給食準備	
おかたづけ		給食	
たのしく遊ぶ	12:20	おかたづけ	
おかたづけ、お昼寝準備	12:50	たのしく遊ぶ	
※絵本、紙芝居などの読み聞かせ			
お昼寝	13:00	お昼寝準備 ※絵本、紙芝居などの読み聞かせ	自由遊び ※絵本、紙芝居などの読み聞かせ
	14:00		降園準備
おやつ	15:00		休息
自由遊び	15:40	自由遊び	おやつ
※異年齢児と遊びながらお迎えを待つ	16:00	※異年齢児と遊びながらお迎えを待つ	自由遊び
（18時までに随時降園）	18:00	（18時までに随時降園）	降園
※18時～19時まで延長保育を実施しています （事前に利用申請をされた方のみ）			

※お昼寝について

- ①2号・3号認定（保育所）児童は、午後6時までの保育となりますので、子どもの体力的な面を考慮して、午後1時から1号認定（幼稚園）園児とは別室で、年齢に応じてお昼寝をします。
- ②1号認定（幼稚園）園児は、原則としてお昼寝はしません。ただし、預かり保育利用児の3歳・4歳児は、子どもの体力面を考慮し、お昼寝をします。そのため、布団の準備が必要です。（ベビー布団上下・綿毛布）
預かり保育利用児の5歳児は、長時間利用児と共にクラスで静かに活動します。

☆ 駐車場について

- 園児の送迎用の駐車場は確保しておりますが、数が限られていますので、長時間の駐車はご遠慮ください。なお、園内は一方通行となっております。

☆ 服装について

通園時の園児の服装・かばんは自由です。活動しやすい服装での登園をお願いします。

☆ 通園方法について

保護者による送迎を基本とします。保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にお知らせください。初めて見える方の場合、免許証等で本人確認を行わせていただく場合もございます。

☆ 毎日の持ち物について

- 毎日、通園かばん（かばんは自由）に出席ノート（5歳児のみ）、手ふきタオル、ティッシュを入れ、水筒を持って通園させてください。
- 持ち物には、全部ひらがなで名前を書いてください。
- 書いた名前が薄くなった場合は、書き直してください。
- 午睡時の着替え上下（災害時に備えて）

☆ 持ち物について

- 手ふきタオル・・・毎日交換します。名前を必ず書いて、ひもを付けて下げられるようにしてください。
- 着替えを紐の付いた袋に入れ、名前を書いて持たせてください。
（ズボン、上着、パンツ、シャツなど）
- 3・4・5歳児は、登園したら、体操ズボンに着替えて活動します。毎週金曜日に持って帰りますので、お洗濯をして月曜日にもってきてください。
- 1年間を通して素足で過ごしますので、上靴は必要ありません。
- 必要なもの以外は、持たせないでください。（玩具・お金・朝食パンやおにぎり・お菓子など）

☆ 病気について

(1) お子さんの病歴や特殊な体質のお子さんについては、入園時（もしくは入園前面談時）や診断が出た時に、必ず担任保育士に、その内容を詳しく話して下さい。

(2) 前日及び当日朝、体調不良等があった場合は必ず保育士に知らせて下さい。

(3) 薬について

①園で薬を飲ませる場合は、処方された薬・薬についての説明書・投薬依頼書と一緒に、

保育士に必ず手渡して下さい。

薬は1回分にして、袋又は容器に名前と月・日を記入して下さい。

薬は、医者から処方されたものに限りませ。

保護者の判断で持参した薬（市販薬等）は投薬・塗布いたしません。

②座薬や鎮痛剤など症状を判断して使用するものは原則として預かりません。

※お子さんの病歴等で処方の必要のある方は必ずご相談ください。

(4) お子さんの健康状態によっては、家庭で保育をお願いすることがあります。

※感染症が疑われる場合や、38度以上の高熱または下痢など。また熱が無くてもいつもと様子が違う場合。

(5) 下記の感染症の時は、医師の指示に従い早めに休ませ、他の園児に感染しないよう治療し、完治後登園させてください。

①出席停止期間の基準の決められている感染症

病名	出席停止の期間
インフルエンザ 新型コロナウイルス	発症した日（発熱等の症状が始まった日）は含まず、その翌日を1日目とし、発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで。
百日せき	特有のせきが消失するまで。または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
風疹（三日はしか）	発疹が、消失するまで。

②その他の感染症（医師の指示に従う必要のあるもの）

○手足口病 ○りんご病 ○マイコプラズマ肺炎

○流行性嘔吐下痢症 ○とびひ ○水いぼ その他

③インフルエンザや水ぼうそうなど出席停止期間のある感染症が完治した場合、完治証明を提出してください。

④こども園にある完治証明書に保護者が記入し、登園時に提出してください。

※体調の悪い時は、登園時にお知らせください。

（連絡先を明確にしておいてください。）

☆ その他

(1) 施設内は、すべて禁煙です。

(2) 駐車場内は最徐行し、駐車マナーを守りましょう。

※駐車場内での保護者同士のトラブルは、一切責任は負いかねます。

(3) 送迎で車を離れるときは、必ずエンジンを切り、貴重品を置かないようにしましょう。

(4) チャイルドシートを使用しましょう。

(5) コドモン配信での園だよりや給食献立表、おしらせ等は、必ず読んでください。

(6) 携帯電話は、マナーとして送迎の際使用しないようにしましょう。